



平成 19 年 7 月 19 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社 B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 田原 弘之

(コード番号：3719)

問合せ先 執行役員管理本部長 杉原 均

電話番号：03-3348-8380

第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び
第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更、並びに
第 1 回新株予約権の一部消滅に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 7 月 19 日開催の取締役会において、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更決議しております。また第 1 回新株予約権が一部消滅しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更決議及び第 1 回新株予約権の一部消滅の理由

当社グループの資本政策の一環として、本日「第 3 回新株予約権の発行に関するお知らせ」を公表いたしました。それに伴い、増加する潜在株式に対し、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還及び第 1 回新株予約権の一部が消滅することにより、将来の当社株式の希薄化を防止し、企業価値を向上させることを目的としております。また、第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債を繰上償還することに伴い、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の条項の一部を変更することを合意いたしましたのでお知らせいたします。変更箇所には、波線を付しております。

なお、第 1 回新株予約権の一部につきまして、権利行使条件に合致しなくなったものが消滅いたします。

II. 第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の繰上償還の内容

1 名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）
2 繰上償還の方法 未行使額面総額	残存する無担保転換社債型新株予約権付社債の全額を繰上償還いたします。 金 600,000,000 円（平成 19 年 7 月 19 日現在）
3 繰上償還の理由	当該無担保転換社債型新株予約権付社債に規定された償還条項の行使によるものであります。
4 償還期日	平成 19 年 8 月 1 日
5 繰上償還金額	額面 100 円につき 100 円

Ⅱ. 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の条件変更の内容

【変更前】

1	社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2	発行総額	金 500,000,000 円
3	各社債の金額	金 25,000,000 円の1種
15	償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成 21 年 11 月 13 日(償還期限)にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>① 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>② 当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成 19 年 11 月 13 日及び平成 20 年 11 月 13 日(以下、「償還期日」という。)に、償還期日の 30 日前までに事前通知を行ったうえで、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還 本社債権者は、<u>本項第(2)号②に定める償還期日</u>に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の 30 日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえで、当該本新株予約権付社債券を添えて以下に定める償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p>

【変更後】

1	社債の名称	株式会社ビジネスバンクコンサルティング第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2	発行総額	金 500,000,000 円
3	各社債の金額	金 25,000,000 円の1種
15	償還の方法及び期限	<p>1 償還金額 額面 100 円につき金 100 円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 平成 21 年 11 月 13 日(償還期限)にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 当社の選択による繰上償還</p> <p>① 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をすることを当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。)で決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>② 当社は、その選択により、本社債権者に対して、平成 19 年 11 月 13 日及び平成 20 年 11 月 13 日(以下、「償還期日」という。)に、償還期日の 30 日前までに事前通知を行ったうえで、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権を同時に無償にて消却するものとする。</p> <p>(3) 本社債権者の選択による繰上償還</p> <p>本社債権者は、平成 20 年 7 月 26 日(以下、「償還請求による償還期日」という)に、その保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本社債権者は、当該償還期日の 30 日前までに、所定の償還請求書に、償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印をしたうえで、当該本新株予約権付社債券を添えて以下に定める償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日に支払を繰り上げる。</p>

Ⅲ. 新株予約権の一部消滅の内容

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| 1 | 新株予約権の名称 | 株式会社ビジネスバンクコンサルティング 第1回 新株予約権 |
| 2 | 割当てた新株予約権の総数 | 480,400 個 |
| 3 | 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 480,400 株 |
| 4 | 消滅の理由 | 当該第1回新株予約権に規定された権利行使条件に合致せず、失権したためです。 |
| 5 | 新株予約権の割当対象者及びその人数 | 当社前取締役 1名 |
| 6 | 消滅日 | 平成19年7月2日 |

Ⅳ. 業績に与える影響

償還差損が発生せず、また無償消却及び消滅になるため該当事項はございません。

【ご参考】

I. 株式会社ビジネスバンクコンサルティング第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 発行日 | 平成18年7月26日 |
| 2 発行総額 | 金600,000,000円 |
| 3 未行使額面総額 | 金600,000,000円（平成19年7月19日現在） |
| 4 従来の償還期限 | 平成21年7月26日 |
| 5 利率（%） | 本社債には利息は付さない。 |
| 6 転換価額 | 1179.3円 |

II. 株式会社ビジネスバンクコンサルティング第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 発行日 | 平成18年11月13日 |
| 2 発行総額 | 金500,000,000円 |
| 3 未行使額面総額 | 金500,000,000円（平成19年7月19日現在） |
| 4 従来の償還期限 | 平成21年11月13日 |
| 5 利率（%） | 本社債には利息は付さない。 |
| 6 転換価額 | 765円 |

III. 株式会社ビジネスバンクコンサルティング 第1回 新株予約権

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 発行日 | 平成18年4月10日 |
| 2 新株予約権の数 | 500,000個 |
| 3 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000株 |
| 4 行使期限 | 平成28年3月29日 |
| 5 新株予約権行使時の1株当たり払込金額 | 1株あたり2,494円 |

III. 残存する新株予約権の内訳

	名称	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
1	第1回新株予約権	普通株式	17,600株
2	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	653,500株
3	第2回新株予約権	普通株式	300,000株

※なお、本日開催の取締役会において発行を決議いたしました、第3回新株予約権は含まれておりません。

以上